

平成18年6月6日

株主各位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

同和鉱業株式会社

代表取締役社長 吉川廣和

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類（3頁～30頁）をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ご押印のうえ、平成18年6月27日までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号
フォーシーズンズホテル 1階 「ボールルーム」
3. 会議の目的事項
報告事項
第1号 第103期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、
貸借対照表および損益計算書の報告について
第2号 第103期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対
照表、連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計
算書類監査結果の報告について

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- | | |
|--------|---|
| 第1号議案 | 第103期利益処分案の承認について |
| 第2号議案 | 吸収分割契約の承認について |
| 第3号議案 | 会社分割に伴う定款の一部変更について |
| 第4号議案 | 事業構造改革の推進のための定款の一部変更について |
| 第5号議案 | 会社法施行に伴う定款の一部変更について |
| 第6号議案 | 取締役7名選任について |
| 第7号議案 | 監査役3名選任について |
| 第8号議案 | 補欠の社外監査役1名選任について |
| 第9号議案 | 会計監査人2名選任について |
| 第10号議案 | 取締役の報酬額の改定について |
| 第11号議案 | 監査役の報酬額の改定について |
| 第12号議案 | 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金の贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給について |

4. 議決権行使のご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類および計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類および計算書類（営業報告書および連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.dowa.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

株主総会参考書類

1. 当社の経営方針と本総会に付議する議案のご説明

本総会では、12件の議案を付議いたしました。複数議案に分けて付議する事項もあるため、当社の経営方針にそって、提案内容を整理してご説明いたします。

当社は、平成12年以降、「事業構造改革Ⅰ、Ⅱ」を通じて事業構造改革や経営機構改革を推進してまいりました。これにより、平成10年度には63億円だった経常利益は332億円に増加し、2,274億円あった有利子負債を997億円まで削減することに成功しました。当社は、この成功に立ち止まることなく未踏の領域を目指して、「事業構造改革Ⅲ～Jump up to the New Stage～」を開始し、「改革の目標レベルをさらに引上げ、未踏の領域に挑戦」をスローガンに、さらなる改革に挑戦する所存であります。

この「事業構造改革Ⅱ」の成果と「事業構造改革Ⅲ」の施策を踏まえて、次のとおり議案を提案いたします。

(1) 配当など利益処分 の決定

第103期は、「事業構造改革Ⅱ」で掲げた諸課題を達成したことに加え、主要メタル価格の上昇により前年を大きく上回る経常利益332億円を達成することができました。

これを受けて、普通配当を前期より2円増額の1株につき12円とするとともに、これまでご支援いただいた株主のみなさまへの感謝の気持ちと今後もご期待に引続きお応えする決意を表するため、1株につき2円の記念配当を上乗せし、1株につき14円とすることと取締役賞与金の支払いを提案します。

→ 利益処分案の承認 (第1号議案)

(2) 持株会社制への移行

当社は、これまで経営の迅速化を図るため、事業部制やカンパニー制を導入して事業部門への権限委譲を進めてきました。しかし、「事業構造改革Ⅲ」で掲げた高いレベルの目標に到達するためには、事業部門が自立し、専門性とスピードをさらに高めていくことが必要です。そこで、持株会社制を採用して各事業部門を独立させ、市場の最前線で顧客ニーズをより敏感に捉え、権限を持って迅速な意思決定ができる体制に移行し、また、事業特性に応じて柔軟かつ大胆な事業運営を実施できるようにした

いと考えています。そして、当社自身は、持株会社となって当社グループの最適な経営資源の配分を行い、持続的成長による企業価値の最大化を図っていきます。

このため、吸収分割契約のご承認をいただくとともに、会社分割の効力発生日に合わせて会社の商号と目的を変更することを提案します。

→ **吸収分割契約の承認（第2号議案）、会社分割に伴う定款変更（第3号議案）**

(3) 事業拡大、競争激化に対する備えと選択肢の拡大

当社は、「事業構造改革Ⅲ」において、3年間で800億円の投資を行う計画を立てました。新規事業への投資を含めるとさらに大規模になる可能性もありますが、仮にこの規模で投資を続けるとしても、向こう10年間で3000億円前後の投資が見込まれます。こうした多額の資金調達をどのように行うかについては、営業キャッシュフローでまかなうことを基本としつつ、その時々金融情勢、当社の収益状況、資本相場の動向等を見極め弾力的に行っていきたいと考えています。また、企業間の競争がますます熾烈になる中で、安定的な競争力の確保のための自己資本の充実や、M&Aの積極的な活用により事業拡大を行っていくことが必要となると考えています。

さらに、剰余金の配当について、事業構造や事業環境、株主のみなさまのニーズなどの変化に弾力的に対応するとともに、M&Aのために代用自己株式を取得する場合など経営を機動的に行っていきたいと考えています。

これらの実現のため、発行可能株式総数を現状の発行済株式総数の約3倍に拡大し、剰余金の配当等を取締役会にも権限をいただくことを提案します。

→ **事業構造改革の推進のための定款変更（第4号議案）**

(4) 会社法への対応

平成18年5月1日に会社法が施行されました。新制度の制定、旧商法で定められていた制度の改廃が行われたことから、これに対応するための定款変更を提案します。

→ **会社法の施行に伴う定款変更（第5号議案）**

(5) 新役員体制と報酬体系の見直し

当社は、「事業構造改革Ⅰ、Ⅱ」を進める中で、CEO等の任命や、執行役員制の導入などにより監督と執行を分離して経営の迅速化を図ってきました。この結果、平成11年には18名であった取締役数は現在7名となっております。

取締役数の削減に応じて、平成11年には20名であった取締役員数枠も15名に減じましたが、このような状況を踏まえて、さらに13名に削減することを提案します。

→ **事業構造改革の推進のための定款変更（第4号議案）**

当社取締役は、全員1年の任期を満了しますので、本総会において、社外取締役1名を含む取締役7名の選任を改めてお願いしたいと存じます。また、監査役3名が辞任されることになりましたので、改めて監査役の選任をお願いするとともに、社外監査役に欠員が生じた場合に備えて、その補欠の予選もお願いしたいと存じます。

→ **取締役選任（第6号議案）、監査役選任（第7号議案）、
補欠の社外監査役選任（第8号議案）**

また、「事業構造改革Ⅲ」を実施するにあたって、役員の報酬制度を見直します。具体的には、退職慰労金制度を廃止するとともに、従来賞与と報酬に分かれていた報酬体系を一本化する業績連動の報酬制度を導入し、業績向上への姿勢をより明らかにします。

このため、役員報酬の改定と退職慰労金の打ち切り支給を提案します。なお、本総会において退任される取締役および監査役につきましては、従来制度での退職慰労金の支給をお願いしたいと存じます。

→ **取締役の報酬額の改定（第10号議案）、監査役の報酬額の改定（第11号議案）、退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金の贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給（第12号議案）**

(6) 敵対的買収への防衛

当社は、「事業構造改革Ⅲ」を確実に実行していくことが当社の企業価値の向上に最善かつ最速の方策と確信して取り組んでいく覚悟です。これに対して、この計画よりも企業価値を高めることができるという買収者が現れた場合には、「事業構造改革Ⅲ」との相違、実現性などを十分に検討したうえで私どもの見解を株主のみなさまにお示ししたいと存じます。そのうえで、株主のみなさまには、株式の保有を継続するかあるいは買収者の提案に応じるかをご判断いただきたいと思います。このための時間と情報を確保するために、敵対的買収への防衛策を導入することが必要と判断しました。

当社は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為が行われる場合の対応方針として、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針について（買収防衛策）」（別冊、添付書類集40～46頁）のとおり、条件事前開示型買収防衛プランを、本総会

において株主のみなさまの判断を実質的に仰いだうえで定めたいと存じます。

なお、本プランを株主総会に直接付議することが法律上できないため、本プランに賛成する取締役の選任を通じてご判断いただくこととなります。

→ **取締役選任（第6号議案）**

本プランに基づき敵対的買収に対する対抗策を発動する際には、独立委員会の判断を得るものとし、その判断を最大限に尊重します。また、第6号議案において社外取締役の候補者を提案しています。さらに、当社取締役の任期は1年間でありますので、導入後も毎年株主総会で実質的にプランの継続の可否をご判断いただきます。なお、関係法令の整備などを踏まえ、当社株主全体の利益の観点から、この対応方針を随時見直してまいります。

(7) 会計監査人の選任

当社の会計監査人である中央青山監査法人に対し、金融庁から業務停止命令が出されたため、同監査法人は当社の会計監査人の資格を失うことになりました。このため、新たに監査法人日本橋事務所を会計監査人に選任するとともに、監査業務に万全を期すため、業務停止処分が解けたのちに改めて中央青山監査法人を会計監査人に選任することを提案します。

なお、これは、平成18年度限りの緊急の措置であり、来年度の会計監査人については、中央青山監査法人の体制整備の状況や信頼性回復の状況を勘案して、改めて株主総会にお諮りしたいと存じます。

→ **会計監査人選任（第9号議案）**

各議案の詳細につきましては、2. 議案および参考事項をご参照くださいますようお願い申し上げます。

2. 議案および参考事項

第1号議案 第103期利益処分案の承認について

議案の内容は、別添の「第103期報告書」(31頁)に記載のとおりであります。

当社は、株主のみなさまへの配当を経営における最重要課題の一つとして位置づけており、安定した配当の継続を基本に、企業体質強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勧案のうえ、業績に応じた配当を行うことを方針としております。

平成18年3月期の業績につきましては、「事業構造改革II」で掲げた諸課題を達成したことにより各部門とも収益力が向上し、さらに、主要メタル価格の上昇により前年度比で大きく増益となりました。

これを受けて、当期の利益配当金につきましては、普通配当を前期より2円増額の1株につき12円とするとともに、「事業構造改革II」が終了して新たな中期計画「事業構造改革III～Jump up to the New Stage～」に向かう記念すべき節目であることから、これまでご支援いただいた株主のみなさまへの感謝の気持ちと今後も引き続きご期待にお応えする決意を表し、1株につき2円の記念配当を上乗せし、1株につき14円としたいと存じます。

当期の取締役賞与金につきましては、当期の業績、配当額等を勧案し、取締役7名に対し、総額で8,780万円としたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約の承認について

1. 吸収分割を行う理由

当社は平成12年4月から始めた「事業構造改革I、II」において、“選択と集中”による筋肉質な企業体質づくりと、4つのコアビジネス(製錬、環境・リサイクル、電子材料・金属加工、熱処理)による強固な収益基盤づくりに取り組み、順調かつ着実に成果をあげてまいりました。本年4月からは新たな3か年の中期計画「事業構造改革III～Jump up to the New Stage～」がスタートし、「改革の目標レベルをさらに引上げ、未踏の領域に果敢に挑戦」をスローガンに、さらなる飛躍を目指すビジョンを掲げています。「事業構造改革III」には、これまで以上に積極的かつ大胆な施策を盛り込んでおり、各事業がそれぞれのマーケットのフロントランナーとして国内外での競争に勝ち残ることを目指しています。

この「事業構造改革III」を行ううえで、市場の最前線で顧客ニーズをより敏感に捉え、権限を持って迅速な意思決定を行うとともに、事業特性に応じて柔軟かつ大胆な事業運営を実施できるよう各事業部門を分社化したいと存じます。そして、当社は、持株会社となってグループとしての最適な経営資源の配分を行い、グループの持続的成長による企業価値の最大化を図ってまいります。

このため、平成18年10月1日をもって、次の10社に事業を承継させる吸収分割を行いたいと存じます。なお、これらの10社は、当社事業の承継のための準備会社として設立された当社の完全子会社であります。

○社内カンパニーの事業を承継して事業会社となる会社

- (1) DOWAメタルマイン株式会社
- (2) DOWAエコシステム株式会社
- (3) DOWAエレクトロニクス株式会社
- (4) DOWAメタルテック株式会社
- (5) DOWAサーモテック株式会社

○製造部門を承継して事業会社の製造子会社となる会社

- (6) エコシステム山陽株式会社
- (7) エコシステム岡山株式会社
- (8) DOWAエレクトロニクス岡山株式会社
- (9) DOWAパワーデバイス株式会社
- (10) DOWAサーモエンジニアリング株式会社

2. 吸収分割契約の内容の概要

別冊、添付書類集1～3頁、4～7頁、8～11頁、12～15頁、16～18頁、19～22頁、23～26頁、27～29頁、30～33頁および34～36頁に記載のとおり

3. 吸収分割により承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務およびその対価として交付する金銭等

別冊、添付書類集1～2頁、5～6頁、9～10頁、12～14頁、16～17頁、20～21頁、23～25頁、27～28頁、31～32頁および34～35頁に記載の各吸収分割契約第4条および第5条のとおりであります。その概要は次のとおりであります。

(1) DOWAメタルマイン株式会社との吸収分割契約

a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

メタルズカンパニーにおいて行っている製錬事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

(ご参考)

- (a) 主要製品 金、銀、銅、鉛、亜鉛、白金族、インジウムなど
- (b) 主要子会社 小坂製錬(株)、秋田製錬(株)、秋田ジンクソリューションズ(株)、ジンクエクセル(株)、(株)日本ピージーエムなど

b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式 普通株式 19,800株

(2) DOWAエコシステム株式会社との吸収分割契約

a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

エコビジネス&リサイクル カンパニーにおいて行っている環境事業（岡山工場リサイクル課および岡山クリーンワークスで行っている環境事業を除く）に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務
（ご参考）

(a) 主要製品 廃棄物処理、土壌調査・浄化、環境および一般物流、資源リサイクル、貴金属めっき薬品など

(b) 主要子会社 日本パール㈱、アクトビーリサイクリング㈱、イー・アンド・イー ソリューションズ㈱、ジオテクノス㈱、花岡鋳業㈱、同和通運㈱、㈱リサイクル・システムズ・ジャパン、同和クリーンテックス㈱、㈱エコリサイクル、テクノクリーン㈱、エコシステム山陽㈱、エコシステム岡山㈱など

b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 19,800株

(3) DOWAエレクトロニクス株式会社との吸収分割契約

a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

エレクトロニクス マテリアルズ カンパニーにおいて行っている電子材料事業（岡山工場で行っている電子材料事業を除く）に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務
（ご参考）

(a) 主要製品 高純度金属、ウェハ、LED、酸化銀、亜鉛粉、銅粉、ペースト用銀粉、メタル粉、鉄粉、キャリア粉、フェライト粉など

(b) 主要子会社 日本弁柄工業㈱、㈱同和半導体、同和鉄粉工業㈱、同和ハイテック㈱、DOWAエレクトロニクス岡山㈱など

b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 19,800株

(4) DOWAメタルテック株式会社との吸収分割契約

a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

メタルプロセッシング カンパニーにおいて行っている金属加工事業（塩尻工場で行っている金属加工事業を除く）に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

(ご参考)

- (a) 主要製品 板条製品、黄銅棒製品、鍛造品、銅張セラミックス基板、めっきなど
- (b) 主要子会社 豊栄商事㈱、同和メタル㈱、新日本プラス㈱、同和ハイテック㈱、DOWAパワーデバイス㈱など

b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 19,800株

(5) DOWAサーモテック株式会社との吸収分割契約

a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

THTサーモカンパニーにおいて行っている熱処理事業（THTサーモカンパニー製造本部で行っている熱処理事業を除く）に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

(ご参考)

- (a) 主要製品 浸炭炉、真空炉、プラントエンジニアリング、浸炭処理、真空処理、アルミ製品処理、TD処理、コーベット処理、ショットピーニング処理、スルスルフ処理、PVD処理など
- (b) 主要子会社 DOWA THT AMERICA, INC.、DOWAサーモエンジニアリング㈱など

b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 19,800株

(6) エコシステム山陽株式会社との吸収分割契約

a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

岡山クリーンワークスにおいて行っている環境事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

(ご参考)

主要製品 廃棄物処理など

b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 1,800株

(7) エコシステム岡山株式会社との吸収分割契約

a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

岡山工場リサイクル課において行っている環境事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

(ご参考)

主要製品 廃棄物処理など

- b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 1,800株

(8) DOWAエレクトロニクス岡山株式会社との吸収分割契約

- a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

岡山工場(リサイクル課を除く)において行っている電子材料事業に関する
資産、債務、雇用契約その他の権利義務

(ご参考)

主要製品 メタル粉、銅粉など

- b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 1,800株

(9) DOWAパワーデバイス株式会社との吸収分割契約

- a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

塩尻工場において行っている金属加工事業に関する資産、債務、雇用契約
その他の権利義務

(ご参考)

主要製品 銅張セラミックス基板など

- b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 1,800株

(10) DOWAサーモエンジニアリング株式会社との吸収分割契約

- a. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

THTサーモカンパニー 製造本部において行っている熱処理事業に関する
資産、債務、雇用契約その他の権利義務

(ご参考)

(a) 主要製品 浸炭炉、真空炉、プラントエンジニアリング、浸炭処理、
真空処理、アルミ製品処理、TD処理、コーベット処理、
ショットピーニング処理、スルスルフ処理、PVD処理
など

(b) 主要子会社 東熱興産(株)

- b. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の対価として交付する株式
普通株式 1,800株

4. 吸収分割承継会社の吸収分割会社に交付する株式の数および吸収分割承継会社の資本金・準備金の額の相当性に関する事項

別冊、添付書類集38頁に記載のとおり

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、上記記載の吸収分割承継会社10社との間に平成18年5月16日付で、株主総会の承認を得ることを条件として、吸収分割契約を締結しました。

6. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表および吸収分割承継会社の成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

別冊、添付書類集4頁、8頁、11～12頁、15頁、19頁、22～23頁、26頁、30頁、33頁および37頁に記載のとおり

7. 吸収分割会社および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

別冊、添付書類集39頁に記載のとおり

第3号議案 会社分割に伴う定款の一部変更について

1. 変更の理由

第2号議案が原案どおり承認されますと、当社の事業部門がそれぞれ独立した会社となり、当社は持株会社となります。このため、第2号議案が承認されることを条件として、平成18年10月1日付で、次のとおり商号と目的を変更し、また、これに伴う号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります)

現 行	変 更 案
(商号) 第1条 この会社は同和鉱業株式会社と称し、 英文では <u>DOWA MINING CO., LTD.</u> と 表示する。	(商号) 第1条 この会社は <u>DOWAホールディング ス株式会社</u> と称し、英文では <u>DOWA HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。
(目的) 第2条 この会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 (1)～(15) (省 略) (新 設)	(目的) 第2条 この会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 (1)～(15) (現行どおり) (16) <u>前各号に定める事業を行う会社の 株式の保有を通じた事業支配および 管理</u>
(16) (省 略)	(17) (現行どおり)

第4号議案 事業構造改革の推進のための定款の一部変更について

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数の拡大（変更案第5条）

当社は、今年度から始める「事業構造改革III」において、積極的に投資やM&Aを実施して事業の拡大を目指します。これに必要な資金は、今後の事業活動に伴う営業キャッシュフローでまかなうことを基本としますが、その時々金融情勢、当社の収益状況、資本相場の動向等を見極め弾力的に行っていきたいと考えています。また、自己資本の充実やM&Aのための新株発行も重要な選択肢と考えています。このため、新株発行による資金調達やM&Aなどの弾力的な実施ができるように発行可能株式総数を795,073,000株から1,000,000,000株に拡大しておきたいと存じます。

なお、当社は、本総会後に導入を予定している条件事前開示型買収防衛プランにおいても、拡大した発行可能株式総数を活用できると認識しております。

(2) 剰余金の配当等の取締役会委任（変更案第37条、同第38条第2項、現行定款第6条、同第39条）

会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行され、取締役の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日以前であって、監査役会および会計監査人を設置している会社について、剰余金の配当等（旧商法下における利益処分）を、同法に別段の定めがある場合を除いて、取締役会決議で行うことができるようになりました。

剰余金政策の柔軟性および機動性を高めるため、剰余金の配当等を取締役会の決議で行うことができる旨の変更を行うものであります。当然のことながら、株主総会が剰余金の配当等を行う権限はそのまま変更しないものとします。

また、自己株式の取得および中間配当を行う場合は、上記手続きにより実施するものとし、該当する規定を削除するものであります。

(3) 取締役の員数枠の引き下げ（変更案第16条）

当社は、平成12年に始まった「事業構造改革I」以来、カンパニー制や執行役員制の導入およびCEO等の任命により監督と執行を分離し、経営の迅速化を図ってきました。

この結果、平成11年には18名であった取締役数は、現在7名となっております。これに伴い、平成11年には20名であった取締役の員数枠も、平成15年に15名に縮小していますが、現在の取締役数での経営が定着してきたため、取締役の員数の上限をさらに13名に引き下げるものであります。

(4) 条数の変更

上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります)

現 行	変 更 案
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 この会社の発行する株式の総数は、<u>795,073,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第6条 この会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条 } (省 略)</p> <p>第16条 (員数)</p> <p>第17条 この会社に取締役<u>15名以内</u>をおく。</p> <p>第18条 } (省 略)</p> <p>第37条 (新 設)</p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第38条 (省 略) (新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 この会社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5に定める金銭の分配をいう)をすることができる。</u></p> <p>第40条 (省 略)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 この会社の発行する株式の総数は、<u>1,000,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第6条 } (現行どおり)</p> <p>第15条 (員数)</p> <p>第16条 この会社に取締役<u>13名以内</u>をおく。</p> <p>第17条 } (現行どおり)</p> <p>第36条 <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第37条 この会社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2. この会社は、<u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

第5号議案 会社法施行に伴う定款の一部変更について

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、みなし定款変更が行われた事項、法条文の変更が行われた事項および制度の変更があった事項に対応するものであります。具体的な変更事項および理由は、次のとおりであります。

(1) みなし変更事項（変更案第4条、同第7条、同第10条）

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行され、監査役会、会計監査人および名義書換代理人を設置していた会社については、監査役会、会計監査人および株主名簿管理人を設置する旨の定款変更決議があったとみなされ、また、株券を発行しない旨の定めがなかった会社については、株券を発行する旨の定款変更決議があったとみなされるため、所要の変更を行うものであります。

(2) 単元未満株主の権利（変更案第9条）

単元未満株主の権利を定款で定めることができるようになったことに伴い、規定を設けるものであります。

(3) 株式取扱規程への委任事項の整理（変更案第11条、現行定款第8条）

従来から株式に関する事務については株式取扱規程で定めることとしておりましたが、株主のみなさまからの会社への通知、届出、請求等にかかる事務全般についての手続きを定めることを明らかにするための変更を行うものであります。

(4) 参考書類等のみなし提供（変更案第14条）

会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行され、招集通知に添付して株主のみなさまに提供する書類のうち、株主総会参考書類、個別注記表および連結計算書類をインターネット上のWEBサイトに掲載することで提供したとみなすことができるようになったことに伴い、開示事項の増加などにより提供書類の合理的な提供が困難になった場合に備え、定款規定を設けるものであります。

(5) 代理人の員数等（変更案第17条）

株主総会において代理人を立てる場合、1人の株主が複数の代理人を立てると議決権数の確認など議事の運営に支障をきたすおそれがあることから、代理人の人数を1名に限定し、株主総会ごとに委任状の提出を受ける取り扱いとしておりますが、この取り扱いを明らかにするよう変更を行うものであります。

(6) 取締役会および監査役会の招集手続きの省略（変更案第25条第2項、同第35条第2項）

取締役会および監査役会の招集にあたって、出席する権利を有する取締役または監査役の全員が出席した場合、招集手続きを省略することができることは、従来、判例により認められておりましたが、会社法において明文化されたため、定款規定を設けるものであります。

(7) 取締役会の書面決議（変更案第26条）

取締役会の決議事項について、議決権を有する取締役全員が賛成し、監査役全員が異議を述べなかったときは、取締役会を開催することなく取締役会決議があったとみなすことができるようになったことから、緊急に取締役会決議が必要となる場合に備え、定款規定を設けるものであります。

(8) 監査役の補欠者の規定の削除（現行定款第30条）

会社法の施行により定款の定めなく補欠の役員を選任できるようになったため、規程を削除するものであります。

(9) 条文の整備

上記の変更および法条文の文言変更等に伴う条数の変更および文言の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更案は次のとおりであります。なお、第4号議案が可決された場合の変更案を記載しておりますが、両議案の決議内容に合わせて変更を行うことにしたいと存じます。

（下線は本議案での変更部分であります）

現 行	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(新 設)</p> <p>第4条 (省 略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 この会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 この会社の発行する株式の総数は、795,073,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 この会社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. この会社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下単元未満株式という) にかかわる株券を発行しない。ただし、第10条の株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第 8 条 この会社の株券の種類は、第10条の株式取扱規程において定める。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 この会社は、株式につき名義書換代理人をおくことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 この会社の発行可能株式総数は、1,000,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 この会社は、株式にかかる株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 この会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. この会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 この会社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利のみを行使することができる。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 この会社は、株主名簿管理人をおく。</p>

現 行	変 更 案
<p>2. <u>前項により名義書換代理人をおく場合は、名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>前項の場合、この会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、この会社においてはこれを取り扱わない。</u> （株式取扱規程）</p> <p><u>第10条 株式の名義書換、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する取り扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>（基準日）</u></p> <p><u>第11条 この会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第12条 （省 略）</p>	<p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>この会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備えおきその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、この会社においては取り扱わない。</u> （株式取扱規程）</p> <p>第11条 この会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびにこの会社に対する株主の権利の行使方法は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>（基準日）</u></p> <p><u>第12条 この会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第13条 （現行どおり）</p>

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、委任状を会社に提出しなければならない。</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3. (省 略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>第20条</p> <p>┌ (省 略)</p> <p>第22条</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 この会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、<u>株主総会ごとに</u>委任状を会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>第22条</p> <p>┌ (現行どおり)</p> <p>第24条</p> <p>(招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第24条 ｝ (省 略)</p> <p>第26条 (責任免除)</p> <p>第27条 この会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (省 略) (選任)</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>2. <u>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p><u>(監査役の補欠者)</u></p> <p>第30条 この会社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2. <u>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3. <u>第1項の選任の効力は、選任後最初に開催される定時株主総会開催のときまでとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. (省 略)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第26条 この会社は、<u>会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第27条 ｝ (現行どおり)</p> <p>第29条 (責任免除)</p> <p>第30条 この会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 (現行どおり) (選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役は、<u>互選</u>により常勤の監査役を定める。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第33条 (省 略) (新 設)</p> <p>第34条 (省 略)</p> <p>第35条 (省 略) (責任免除)</p> <p>第36条 この会社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>その決議</u>により常勤の監査役を定める。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (現行どおり) (責任免除)</p> <p>第38条 この会社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって<u>任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(営業年度および決算)</u></p> <p>第37条 この会社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><第4号議案で新設></p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第38条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;"><第4号議案で新設></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、この会社は、その支払の義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第39条 この会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 (省 略)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第41条 この会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第42条 <u>期末配当金その他の剰余金の配当</u>が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、この会社は、その支払の義務を免れる。</p>

第6号議案 取締役7名選任について

現在の取締役7名は、この総会終結のときをもって全員任期が満了しますので、改めて取締役7名を選任したいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、金丸健二氏は、社外取締役の候補者であります。同氏は、会社経営者として経営に関する深い見識を有しており、また、中国における事業について多くの経験と見識を有しておりますので、当社社外取締役としてふさわしいと考えます。

また、各候補者は、本総会終了後に導入予定の条件事前開示型買収防衛プラン(別冊、添付書類集40～46頁)の導入に賛成しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	吉川 廣和 (昭和17年10月25日生)	昭和41年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役、企画本部副本部長兼人事部長、TQC推進本部副本部長 平成7年6月 当社取締役、新素材事業本部長 平成9年6月 当社常務取締役、新素材事業本部長 平成11年4月 当社常務取締役、新素材事業本部長、企画本部長、管理本部長 平成11年6月 当社代表取締役専務取締役、プランニング&アドミニストレーションDiv.・エレクトロニクス マテリアルズDiv.・不動産事業部管掌 平成12年4月 当社代表取締役副社長 平成13年4月 当社COO 平成14年4月 当社代表取締役社長(現職) 平成15年6月 当社CEO(現職)	45,000株
2	河野 正樹 (昭和26年11月22日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年6月 ㈱同和半導体代表取締役社長 平成13年4月 当社メタルズカンパニー企画室長 平成13年6月 当社執行役員、メタルズカンパニー企画室長 平成14年1月 当社執行役員、メタルズカンパニー企画室長兼製錬技術研究所長 平成15年4月 当社執行役員、コーポレートスタッフ 平成15年6月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌 平成17年5月 藤田観光㈱監査役 平成18年4月 当社代表取締役(現職)	10,000株

- (注) 1. CEOとは、Chief Executive Officer=最高経営責任者をあらわしております。
 2. COOとは、Chief Operating Officer=最高執行責任者をあらわしております。
 3. CTOとは、Chief Technology Officer=最高技術責任者をあらわしております。
 4. CFOとは、Chief Financial Officer=最高財務責任者をあらわしております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式数
3	末澤和政 (昭和23年9月3日生)	昭和47年4月 ㈱日本興業銀行(現 ㈱みずほコーポレート銀行) 入行 平成11年6月 同行営業第六部長 平成13年6月 当社執行役員、コーポレートスタッフ 平成13年8月 当社執行役員、エレクトロニクスマテリアルズカンパニー企画室担当 平成14年3月 当社執行役員、コーポレートスタッフ 藤田観光㈱監査役 平成14年6月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌(現職) 平成15年4月 当社CFO(現職)	14,000株
4	佐伯裕治 (昭和23年1月10日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年6月 当社事業開発本部BPR推進部長 平成12年4月 当社コーポレートスタッフ情報システム部門部長兼㈱ドウワ・マネジメント・サービス常務取締役 平成13年4月 ㈱ドウワ・マネジメント・サービス専務取締役兼当社コーポレートスタッフ情報システム部門部長 平成14年4月 ㈱ドウワ・マネジメント・サービス代表取締役社長兼当社コーポレートスタッフ情報システム部門部長 平成14年6月 ㈱ドウワ・マネジメント・サービス代表取締役社長(現職) 平成16年3月 藤田観光㈱取締役 平成17年6月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌 平成18年4月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌兼秋田事業所長(現職)	8,000株
5	三原悟 (昭和23年11月5日生)	昭和47年4月 三井造船㈱入社 平成3年3月 当社入社 平成11年6月 当社生産技術部長 平成12年4月 当社生産技術センター所長兼コーポレートスタッフ生産技術部門兼中央研究所所長 平成12年11月 当社コーポレートスタッフ生産技術部門兼中央研究所所長 平成14年1月 当社コーポレートスタッフ生産技術部門 平成14年4月 同和ハイテック㈱常務取締役 平成15年4月 同社専務取締役(現職)	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
6	古 賀 義 人 (昭和34年2月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成元年8月 DOWA INTERNATIONAL CORPORATION調査部長 平成6年7月 当社環境事業本部環境事業部次長 平成10年4月 当社企画本部企画部次長 平成14年4月 当社コーポレートスタッフ企画・広報部門部長(現職) 平成15年3月 藤田観光(株)取締役(現職)	8,000株
7	金 丸 健 二 (昭和18年4月15日生)	昭和43年4月 兼松江商(株)(現 兼松(株))入社 昭和48年11月 同社北京連絡員事務所代表 昭和55年3月 同社天津・大連事務所開設所長 昭和58年4月 香港天松有限公司副社長 昭和63年4月 兼松江商(株)中国室長 平成5年9月 同社北京事務所副所長 平成6年10月 同社海外事業推進部副部長 平成7年5月 (株)兼松 パーソネルサービス理事 平成8年10月 独立行政法人日本貿易振興機構北京センター海外投資アドバイザー 平成12年12月 日本景德鎮(株)代表取締役社長(現職) 他の法人等の代表状況 日本景德鎮(株)代表取締役社長	3,000株

※当社は、日本景德鎮(株)および金丸健二氏から、対中投資に関するコンサルティングを受けております。

第7号議案 監査役3名選任について

この総会終結のときをもって監査役荒木秀登、同原田紀一郎および同久保愼二の3氏は辞任いたします。つきましては、改めて監査役3名を選任したいと存じます。監査役の候補者は、次のとおりであります。

なお、西脇文男氏は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は、会社経営者として経営に関する深い見識を有しておりますので、当社社外監査役としてふさわしいと考えます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	岡田 駿 (昭和18年4月3日生)	昭和45年2月 当社入社 平成3年6月 当社新素材事業本部半導体事業部半導体材料研究所長 平成5年6月 DOWA INTERNATIONAL CORPORATION代表取締役副社長 同社代表取締役社長 平成12年6月 秋田製錬(株)取締役副社長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成15年4月 イー・アンド・イー ソリューションズ(株)代表取締役社長(現職) 他の法人等の代表状況 イー・アンド・イー ソリューションズ(株)代表取締役社長	7,000株
2	西脇文男 (昭和21年2月25日生)	昭和43年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほコーポレート銀行)入行 平成5年7月 興銀証券(株)取締役 平成7年6月 (株)日本興業銀行システム管理部長 平成9年6月 同行取締役、システム企画部長 平成10年6月 同行取締役、市場リスク管理部長 平成11年6月 興銀リース(株)常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成17年6月 同社代表取締役副社長(現職) 他の法人等の代表状況 興銀リース(株)代表取締役副社長	5,000株
3	蔭地 義之 (昭和21年10月25日生)	昭和44年4月 当社入社 平成5年6月 当社新素材事業本部企画室長 平成9年6月 海外ウラン資源開発(株)取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成18年4月 当社THTサーモカンパニー管理本部長兼経理部長(現職)	5,000株

※当社は、興銀リース(株)と物品リースの取引があります。

第8号議案 補欠の社外監査役1名選任について

この総会終結のときをもって監査役の補欠者の選任決議の効力が満了しますので、改めて補欠の社外監査役1名を選任したいと存じます。この補欠の社外監査役は、社外監査役山地敏または第7号議案において社外監査役に選任をお願いしている西脇文男氏の補欠として就任するものとします。

補欠の社外監査役の候補者は、次のとおりであります。

なお、武田仁氏は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は、弁護士としてコンプライアンス等に深い知見を有しておりますので、当社社外監査役としてふさわしいと考えます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
武田 仁 (昭和30年11月7日生)	昭和61年4月 弁護士登録 丸の内総合法律事務所入所 平成8年7月 同事務所パートナー（現職）	0株

第9号議案 会計監査人2名選任について

現在の会計監査人中央青山監査法人は、元代表社員が企業の粉飾決算に関与したことから、平成18年5月10日付で、金融庁から平成18年7月1日から8月31日まで2か月間の業務停止処分を受けたため、会計監査人の資格を失います。

つきましては、業務停止期間中に当社の会計監査人が不在になることを回避し当社に対する監査業務が中断なく行われることを図るため、本総会終結のときをもって現在の会計監査人中央青山監査法人の任期が満了することにあわせて、監査法人日本橋事務所を会計監査人として選任したいと存じます。

また、業務停止期間経過後である平成18年9月1日をもって、中央青山監査法人を当社の会計監査人として改めて選任したいと存じます。これは、当社グループおよび当社のおかれた事業環境について経験の深い同監査法人が、監査法人日本橋事務所と共同して監査を行うことによって、監査業務に万全を期すためであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、今回の会計監査人の選任は、金融庁の処分による急激な環境変化に対応したものであります。来年度以降の会計監査人については、今後の中央青山監査法人の体制整備の状況や信頼性回復の状況を勘案して改めて株主総会にお諮りします。

会計監査人の候補者は、次頁のとおりであります。

候補者 番号	名 称	主たる事務所の所在場所および沿革
1	監査法人日本橋事務所	主たる事務所の所在場所 東京都中央区日本橋三丁目2番9号 沿 革 昭和44年8月 設立 昭和57年2月 アーンスト・アンド・ウイニー東京事務所と 業務提携
2	中央青山監査法人	主たる事務所の所在場所 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 沿 革 昭和43年12月 監査法人中央会計事務所を設立 昭和59年7月 クーパース・アンド・ライブランド・インター ナショナルのメンバーファームになる 昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合 併して中央新光監査法人となる 平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 平成10年7月 クーパース・アンド・ライブランドとプライス ウォーターハウスとの間で世界レベルでの合 併が成立 平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央 青山監査法人となる 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併

第10号議案 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役の報酬額は、平成15年6月26日開催の第100回定時株主総会で、月額2,000万円以内とご承認を得ておりますが、業績連動報酬を導入して取締役のモチベーションを高めること、取締役賞与も取締役報酬に含まれるようになること、役員退職慰労金制度を廃止することなどを勘案し、取締役（社外取締役を除く）の報酬額を年額3億9千万円以内、社外取締役の報酬額を年額2千万円以内と改定いたし、ご承認をお願いするものであります。報酬額は、一定の基礎報酬に配当額に連動した業績連動報酬を加算して、ご承認いただいた報酬額の範囲内で決定します。

なお、この報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないことといたします。

また、第6号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち1名は社外取締役）となります。

第11号議案 監査役の報酬額の改定について

当社の監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第91回定時株主総会で、月額500万円以内にご承認を得ておりますが、役員退職慰労金制度を廃止することなどを勘案し、監査役の報酬額を年額1億円以内と改定いたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、第7号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役の員数は4名となります。

第12号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金の贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給について

この総会終結のときをもって、取締役久野誠一、同渡邊謙一および同長尾純一の3氏は任期満了により退任いたします。また、監査役荒木秀登、同原田紀一郎および同久保慎二の3氏はこの総会終結のときをもって辞任いたします。つきましては、各氏の在任中の功労に対し、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたいと存じます。

また、当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、上記6氏を除くこの総会終結のときに在任する取締役4名および監査役1名に対し、当社における一定の基準による相当額の範囲内でこの総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

なお、退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は、次頁以下のとおりであります。

(退任取締役および退任監査役)

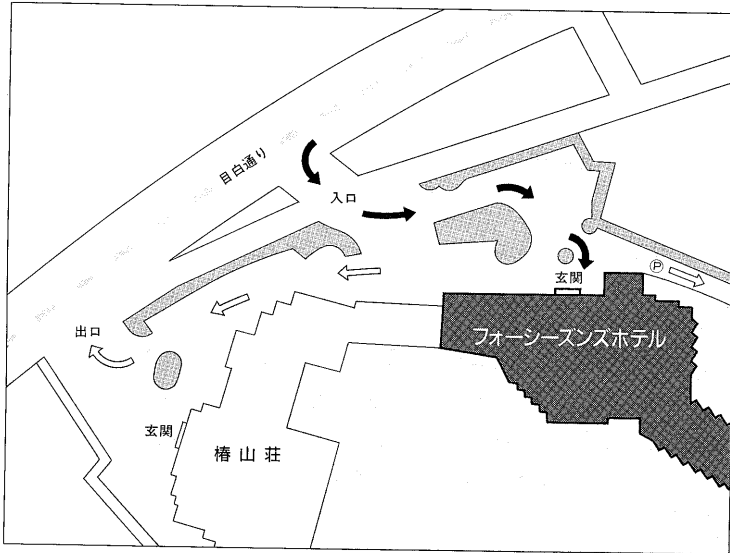
氏 名	略 歴
久 野 誠 一	<p>平成7年6月 当社取締役、新素材事業本部副本部長兼磁性材料事業部岡山工場長兼磁性材料研究所長</p> <p>平成9年6月 当社取締役、事業開発本部副本部長兼事業開発部長兼中央研究所長</p> <p>平成11年6月 当社常務取締役、リサーチ&ディベロップメントDiv. 管掌、金属材料研究所担当、事業開発部長</p> <p>平成12年4月 当社常務取締役、エレクトロニクス マテリアルズ カンパニー プレジデント</p> <p>平成13年6月 当社取締役兼上席執行役員、エレクトロニクス マテリアルズ カンパニー プレジデント</p> <p>平成15年4月 当社取締役兼上席執行役員・CTO、コーポレートスタッフ管掌</p> <p>平成15年6月 当社取締役・CTO、コーポレートスタッフ管掌 (現職)</p>
渡 邊 謙 一	<p>平成14年6月 当社取締役兼上席執行役員、エコビジネス&リサイクル カンパニー プレジデント</p> <p>平成16年6月 当社代表取締役・COO、エコビジネス&リサイクル カンパニー プレジデント</p> <p>平成17年4月 当社代表取締役・COO</p> <p>平成17年10月 当社代表取締役</p> <p>平成18年4月 当社取締役 (現職)</p>
長 尾 純 一	<p>平成16年6月 当社取締役兼上席執行役員、エレクトロニクス & メタルプロセッシング カンパニー プレジデント</p> <p>平成18年4月 当社取締役兼上席執行役員 (現職)</p>
荒 木 秀 登	平成13年6月 当社監査役 (現職)
原 田 紀 一 郎	平成13年6月 当社監査役 (現職)
久 保 慎 二	平成16年6月 当社監査役 (現職)

(打ち切り支給の対象となる取締役および監査役)

氏 名	略 歴
吉 川 廣 和	平成5年6月 当社取締役、企画本部副本部長兼人事部長、TQC推進本部副本部長 平成7年6月 当社取締役、新素材事業本部長 平成9年6月 当社常務取締役、新素材事業本部長 平成11年4月 当社常務取締役、新素材事業本部長、企画本部長、管理本部長 平成11年6月 当社代表取締役専務取締役、プランニング&アドミニストレーションDiv.・エレクトロニクスマテリアルズDiv.・不動産事業部管掌 平成12年4月 当社代表取締役副社長 平成13年4月 当社COO 平成14年4月 当社代表取締役社長（現職） 平成15年6月 当社CEO（現職）
河 野 正 樹	平成15年6月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌 平成18年4月 当社代表取締役（現職）
末 澤 和 政	平成14年6月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌（現職） 平成15年4月 当社CFO（現職）
佐 伯 裕 治	平成17年6月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌 平成18年4月 当社取締役、コーポレートスタッフ管掌兼秋田事業所長（現職）
山 地 敏	平成16年6月 当社監査役（現職）

以 上

会場建物図



フォーシーズンズホテルの玄関ホールは3階ですので、1階の「ボールルーム」へは、玄関ホール左手奥のエスカレーターまたはエレベーターをご利用ください。

株主懇談会の開催について（ご案内）

第103回定時株主総会終了後、当社をさらにご理解いただくための株主懇談会をフォーシーズンズホテル「ボールルーム」のロビー（総会会場前のロビー）におきまして開催いたします。

この懇談会では、社長以下主要な役員とスタッフがみなさまからのご質問に直接お答えいたします。また、みなさまからのご意見もお聞かせいただきたいと存じます。

当社の中期計画「事業構造改革Ⅱ～Charge²& Expansion～」の成果や「事業構造改革Ⅲ～Jump up to the New Stage～」についてのパネル展示のほか、各種製品の展示もいたします。

軽食などもご用意いたしますので、お気軽にご参加くださいますようお願い申し上げます。

以上

株主総会・株主懇談会 会場案内図 （フォーシーズンズホテル）

東京都文京区関口二丁目10番8号 電話 (03)3943-2222(代表)
バス 目白駅から新宿西口行バスに乗車椿山荘前(関口三丁目)下車
地下鉄 東京メトロ「有楽町線」江戸川橋駅下車(1a出口) 徒歩10分

